

平成 28 年 第 1 回

菊陽町議会 7 月臨時会会議録

平成 28 年 7 月 14 日

熊本県菊陽町議会

第1回菊陽町議会 7月臨時会会議録

平成28年7月14日（木）開会

菊陽町議会

1. 議事日程

(平成28年第1回菊陽町議会7月臨時会)

平成28年7月14日

午前10時開議

於議場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第35号を議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 議案第35号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

日程第8 発委第1号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る農商工事業者の支援事業の特別な措置を求める意見書案について

日程第9 発委第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案について

日程第10 発委第3号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	大久保 輝君	2番	阪本俊浩君
3番	西本友春君	4番	那須眞理子君
5番	佐々木理美子君	6番	中岡敏博君
7番	吉本孝寿君	8番	吉山哲也君
9番	北山正樹君	10番	坂本秀則君
11番	石原武義君	12番	岩下和高君
13番	大塚昇君	14番	川俣鐵也君
15番	上田茂政君	16番	小林久美子君
17番	甲斐榮治君	18番	渡邊裕之君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀行徳君

書記 山川真喜子君

書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

副町長 井手義隆君

教 育 長	赤 峰 洋 次 君	教 育 次 長	徳 淵 盛 也 君
総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君	福 祉 生 活 部 長	佐 藤 清 孝 君
産 業 建 設 部 長 兼 商 工 振 興 課 長	松 本 洋 昭 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 崎 謙 三 君
総 務 部 番 議 員 兼 総 務 課 長	吉 川 義 則 君	総 合 政 策 課 長	阪 本 浩 德 君
財 政 課 長	東 桂 一 郎 君	税 务 課 長	酒 井 章 彦 君
人 権 教 育・啓 発 課 長	高 木 定 伸 君	福 祉 課 長	西 本 一 浩 君
福 祉 生 活 部 番 議 員 兼 子 育 て 支 援 課 長	宮 本 義 雄 君	健 康・保 険 課 長	阪 本 章 三 君
介 護 保 険 課 長	市 原 憲 吾 君	町 民 課 長	宮 川 照 之 君
西 部 支 所 長	服 部 誠 也 君	産 業 建 設 部 番 議 員 兼 農 政 課 長	志 垣 敏 夫 君
建 設 課 長	小 野 秀 幸 君	産 業 建 設 部 番 議 員 兼 都 市 計 画 課 長	大 山 陽 祐 君
産 業 建 設 部 番 議 員 兼 環 境 生 活 課 長 兼 下 水 道 課 長	今 村 敬 士 君	総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 法 制 係 長	中 島 秀 樹 君
学 務 課 長	士 野 公 典 君	生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	古 賀 直 之 君
図 書 館 長	矢 野 信 哉 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 上 一 弘 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成28年第1回菊陽町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番上田茂政君、16番小林久美子君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とともに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求める説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申入れがあります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 皆様おはようございます。

議員各位におかれましては、平成28年第1回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本年6月の定例会で報告いたしました平成28年熊本地震について、その後の状況を報告いたします。

6月定例会以降も余震は発生しており、安心して生活できない状態が続いているが、新たな被害の報告はあっていません。また、被災者支援や公共施設の復旧等について

も、引き続き全力を挙げて取り組んできたところであります。

その後の状況について、まず罹災証明書の発行について報告いたします。

7月12日現在の罹災証明書の交付状況は、申請件数が4,662件で、このうち現地での1次調査を申し出られた件数が1,508件、さらに2次調査を申し出られた件数が343件となっております。発行した証明書の交付件数は、建物の全壊・大規模半壊が66件、半壊が321件、一部損壊が4,009件となり、交付率は94%となっております。残りは、家屋調査が済んでいない方や証明書をとりに来られない方が266件となっています。

次に、災害義援金及び見舞金について報告いたします。

災害義援金につきましては、菊陽町災害義援金配分委員会を設置して配分を行うこととしています。6月17日には第1回の義援金配分委員会を開催し、県から配分された義援金1億3,624万円と、町に寄せられた義援金1,531万円の配分について協議をいたしました。その結果、町に寄せられた義援金については、現在も対象となる家屋の罹災状況を調査中であること、町単独の義援金は現在もまだ寄せられており、確定していないことから、第1回目の交付は、県から配分された義援金を配分基準どおりの、人的被害では重傷者8万円、住宅被害では全壊が80万円、半壊・大規模半壊が40万円を配分することいたしました。6月2日までに罹災証明を発行した方から6月29日までに申請のありました151件6,320万円を、7月8日に振り込みを行いました。

また、見舞金は町の条例に基づき交付するもので、負傷者に2万円、住宅被害では全壊が10万円、半壊・大規模半壊が5万円となっています。見舞金の申請受付も義援金と同時に受付を行い、申請のありました150件785万円を同様に7月8日に振り込んでいます。今後も、義援金、見舞金については随時受付を行い、毎週金曜日に振り込みを行ってまいります。

次に、被災者生活再建支援金について報告いたします。

住宅が全壊した世帯や大規模半壊の世帯、あるいは住宅が半壊の場合でもやむを得ず解体する場合、被災者生活再建支援金の支給対象となります。最高で基礎支援金が100万円、加算支援金が住宅を建築、購入した場合等200万円の支給がありますので、合計300万円の支援金の交付が受けられます。本町のこれまでの申請件数は48件となっています。

次に、災害後の心のケアサポートについて報告いたします。

小・中学校の児童・生徒に対する心のケアについては、学校再開直後から児童・生徒の状況把握を行い、必要に応じて教育相談やスクールカウンセラー等によるカウンセリングや、この期間中に震災によるものと考えられる欠席者には、町の要支援児童対策員やスクールソーシャルワーカーが学校と連携したケアを行ってきたところであります。職員に対する心のケアについては、6月20日、21日の2日間、4班に分けて全職員を対象とした職員のメンタルヘルス研修会を実施し、災害後における職員のストレス対処法などの説明を受け、心の健康保持に努めました。

また、要援護者や避難された方への心のケアサポートについては、被災者の皆様の中には今

でも恐怖心や心に傷を残しておられる方がおられます。このため、高齢者や障害者などの災害時要支援者や応急仮設住宅などに住んでおられる方など、特に見守りや健康相談などの対応が必要な方に対して巡回訪問を行い、専門的な機関につなぐなどの必要に応じたケアを行ってまいります。このことにつきましては、今回の補正でも予算計上しており、きめ細やかな心のケアサポート事業に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、住まいの修理や確保などの支援について報告いたします。

家屋が半壊以上の人に対する被災住宅の応急修理については、緊急に修理をする場合に修理費用の一部を助成する制度で、1世帯当たりの上限額は57万6,000円であります。7月8日現在の状況は、申込件数が159件で、修理を依頼した件数は56件となっています。

次に、県が借り上げた民間賃貸住宅に入居できるみなしふ設住宅については、住居が全壊、大規模半壊、または半壊でも自らの住居に居住できない方が入居の対象で、本町では7月8日現在のみなし仮設住宅の申込件数は29件となっています。入居の期間は、入居時から2年間となります。

また、応急仮設住宅については、光の森多目的広場に熊本県が建設を進め、5月末から工事に取りかかり、6月末に20戸の仮設住宅が完成いたしました。熊本県の完了検査を経て7月6日に入居者説明会を開催し、入居者の皆様にそれぞれの部屋の鍵をお渡ししたところであります。応急仮設住宅についても、入居期間は2年間となります。

また、仮設住宅での生活をよりよい環境で過ごしていただくため、行政や入居者間のさまざまなパイプ役を担っていただく入居者の代表者を設け、役場職員OBで辛川区の区長も務められました酒井道治様に代表者になっていただきました。入居される皆様には、仮設住宅となりますが、安心して生活していただき、そして一日も早くもとの生活に戻っていただくよう願っているところであります。

次に、損壊家屋の解体、撤去について御報告いたします。

熊本地震により家屋等が被災し、被災程度が半壊以上の場合、所有者の申請により町が直接家屋の解体、撤去を行い、復旧・復興の促進を図ってまいります。6月17日に家屋解体申請手続に関する住民説明会を行い、130名余りの方が出席されています。その後、22日から個別の申請相談を開始し、7月12日までに120件の相談を受け、そのうち59件の申請受付を行いました。熊本県との解体に係る協議も調いましたので、今月中には事業者との契約を締結し、早期に解体工事に着手してまいります。

次に、農業関係について報告いたします。

農業関係の上井手は、大津町内において十数か所で落石、護岸崩壊により水路断面を阻害及び閉塞しています。さらに、頭首工では流木、土砂が堆積しており、通水できない状況となっていました。大津町、大菊土地改良区による復旧工事は、本年度中、水止めを行い、年度内に復旧工事を完了するよう進められています。上井手の水止めは、営農ばかりではなく本町の消防水利にも影響するため、大津町、大菊土地改良区と連携し、査定前着工ができるよう要望を

行い、事前着工を認めていただきました。大津町及び大菊土地改良区では、早ければ9月初旬には消防水利程度の水を流すことができるよう取り組んでおられます。

また、上井手の受益地、全体では382ヘクタール、本町では原水地域の160ヘクタールになりますが、この受益地では水止めにより水稻の作付けができない状態になっていますので、その間、水稻にかわる作物で営農できるよう国や県に働きかけてまいりました。その結果、当初は畑作物だけが補助の対象作物でしたが、WCS用稻の栽培も熊本地震関連に限り承認すると補助対象作物に追加され、農家の意向が認められました。

下井手については、上流の大津町地内において7か所の護岸崩壊等が生じており、緊急工事により6月上旬には通水が行われています。しかし、上井手同様に、頭首工では流木、土砂が堆積しており、また上井手からの流入水がないため、末端での水不足を懸念しているところであります。

深迫ダムに水を供給している西原村の大切畑ダムの被害については、復旧の見通しが立っていませんが、ダムから流れ出る水を利用する計画で、大切畑ダムから深迫ダムまでの間、損壊した送水管の応急工事が熊本県により実施されています。この工事では、ダムからの流れ出る水を利用する計画とされているため、深迫ダムへの安定的な用水の確保は難しいのではないかと考えているところであります。

また、大切畑ダムが復旧事業で存続できるのか、復旧事業であればどのような復旧工事を行うのかを熊本県のプロジェクトチームにより議論されていますが、いまだ結論が出ていない状況です。復旧事業となれば、工事には数年かかると見込まれますので、その期間は白水地区の用水確保ができなくなります。そのため、井戸ポンプ等による用水確保の措置を災害復旧・復興事業として実施していただくよう、農業団体と連携して国、県に対する要望活動を続けていけるところであります。

また、菊陽町のカントリーエレベーターの復旧については、JA菊池が類似施設の集約を進める方針で、カントリーエレベーター利用会の皆様と協議を重ね、検討されているとのことであり、注視していきたいと考えています。

被災された農業者の支援については、被災農業者向け経営体育成支援事業に取り組んでいるところであります。この事業は、今まで農業で頑張ってこられた方々が農業を続けられることを条件として、農産物の生産、加工に必要な施設の再建や修繕に対する助成や、被災した農業施設の撤去についての補助を行うものであります。現在、相談件数は170件で、そのうち対象事業として該当しそうな件数は91件となっています。対象事業となるものは現地確認を行うこととしております。

次に、商工業者に対する支援について報告いたします。

熊本地震対応事業として、熊本県では、被災された中小企業者等の施設、設備の復旧、整備並びに商業機能の復旧促進を支援するため、平成28年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を実施されています。この制度は、東日本大震災で誕生し、今回が2度目の適用となる

商工業者向けの支援制度で、補助率は4分の3で、限度額は1件15億円となっています。本町としましても、事業の周知を行うとともに、菊陽町商工会と連携して、被災された本町の中小企業者の事業者があまねく補助を受けられるよう丁寧な支援を続けてまいります。

次に、国、県等に対する要望活動について報告いたします。

要望活動というのは、要望先に間違わずに支援の必要性を訴えていくことが重要であり、本町の現状を分かりやすく的確に説明し、最大限の支援をお願いしてまいりました。まず、5月20日に、大津町と一緒に菊池郡町村会からの要望書を熊本県等に対して提出し、復旧・復興に係る財政措置をはじめ、公共土木、農業関連、清掃・災害廃棄物、医療・福祉、地域産業、教育環境、社会教育、行政庁舎等の早期復旧の支援を要望しています。その後も、各大臣をはじめ関係機関十数か所に対する要望活動を、その時期を見計らいながら数日間かけて行い、より一層の支援と協力をお願いしたところであります。この要望活動の一部には、議会で設置していただいた災害復旧支援特別委員会の正副委員長も同行していただきました。

今後も、復旧・復興に向けての要望活動、特に復旧・復興事業を進めていったときの町の財政運営に支障を来さないよう、また将来の財政運営が苦しくならないよう、熊本地震財政特別措置法の成立をはじめとする財政支援について強力に要望していく所存でありますので、議会におかれましても御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、復興計画の策定について報告いたします。

熊本地震に伴う災害からの復旧及び復興を迅速かつ計画的に推進するため、菊陽町熊本地震復旧・復興本部を7月1日に設置いたしました。この本部は、熊本地震からの復旧・復興方針を定め、復旧・復興計画の策定や復旧・復興施策の確実な実施及び総合調整を行うもので、これまで以上の安全で安心な町を創造することを念頭に置き、本町の持つ特徴や魅力を生かし、活力を結集するとともに、本町のみならず熊本都市圏において広域的な役割を果たすことを視野に入れ、復旧・復興し、災害に強い町を目指すため設置したものです。

復旧・復興計画は、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略と一部重なり、一部補完し、一部新規となる計画で、震災からの復旧・復興を実現するアクションプランとして策定することとしています。また、復旧・復興計画の策定に当たっては、議会をはじめとして町民、企業、各種団体、有識者等からの意見及び提案を積極的に取り入れて策定し、この計画をもって国、県との折衝、具体的には国の予算に反映されるよう働きかけをしていきたいと考えているところであります。

最後に、避難所について報告いたします。

避難所及び避難者の状況は、6月2日現在では老人福祉センター、南部町民センターの2か所の避難所に約20名の方が避難されていましたが、避難者の住宅支援を進め、現在は5世帯の方が避難所で生活しております。この方々も新しい住居先が決まりましたので、引っ越しをされた後、避難所を閉鎖する見込みであります。

今後も、災害復旧・復興対策にスピード感を持って確実に進め、安全で安心できる生活を回

復し、震災前の生活や事業活動を取り戻して、加えて、一歩進んで将来につながる復興を力強く進めてまいりたいと考えています。今後とも、議員各位の御理解、御協力をお願ひいたしますとして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

#### 日程第5 町長提出議案第35号を議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長の提出議案第35号を議題とします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成28年第1回菊陽町議会臨時会の付議事件について提案理由を申し上げます。

議案第35号は、平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

6月の定例会で補正予算について可決いただきましたが、平成28年熊本地震に伴う急を要する災害復旧関係の予算が必要となりましたので、補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に2億8,923万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億301万2,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、地方交付税を6,012万1,000円、国庫支出金を8,427万6,000円、県支出金を8,543万4,000円増額するものであります。

一方、歳出の主なものは、消防費を1億5,975万4,000円、災害復旧費を1億2,738万7,000円増額するものであります。

災害関連の補正予算は今回で3回目になりますが、平成28年熊本地震に対する財政負担について少し説明をいたします。

最大震度7が連続した熊本地震については、耐震基準で想定されています以上の地震であったため、甚大な被害となっています。本町でも、震度5強の前震、震度6弱の本震により、耐震工事を実施していた施設についても損壊しております。損壊した施設等の復旧には多額の財政負担が必要となっており、今回の補正予算も含めて予算総額で約18億9,000万円、そのうち一般財源での対応が約2億8,000万円、特定財源であります町の借金となる町債は5億8,000万円となり、町が負担する合計額は8億6,000万円となります。

また、今後は町税の減免等による減収も発生し、減収に対応するためには歳入欠陥債での対応も必要となります。これも町の借金となるものであります。歳出では、今後、役場庁舎や町民体育館、中央公民館などの災害復旧費が必要となり、総額で10億円を超える可能性があり、しかもこの復旧費については現在の災害復旧のための支援の制度では国の補助が受けられ

ず、一般財源と町債での対応となる可能性があります。本町では、急激な人口に伴う施設整備や耐震補強が必要であったこともあり、それに伴う町債残高も年々増加してきました。この町債残高に加えて災害復旧のための町債の増加は、今後、非常に大きな財政負担となります。平成7年に発生した阪神・淡路大震災の際の借金返済にいまだ苦しんでいる自治体もあるようです。

このようなことから、今後の町の財政運営について最大限の注意を払いながらこれから復旧・復興に全力で取り組めるよう、国、県等に対して、復旧・復興に対する特別措置法の立法など直接的な財政支援を要望しているところであります。つきましては、町議会としても、国、県等への復旧・復興に対する財政支援の働きかけにつきまして御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第35号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第35号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第35号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、熊本地震に伴う急を要する災害復旧関係の予算が必要となりましたので、補正をお願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に2億8,923万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億301万2,000円と定めるものであります。第2条では、地方債の追加及び変更を第2表で定めています。

2ページ、3ページは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

4ページをお開きください。第2表の地方債補正の1の追加で、災害等廃棄物処理事業を追加し、限度額を1,500万円とするものです。また、2の変更で、補助災害復旧事業について限度額を440万円増額し、2億4,650万円に変更するものです。合計しますと、1,940万円を増額し、平成28年度の地方債の限度額を17億1,370万円とするものであります。

6ページをお開きください。補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書でご

ざいます。

まず、総括の歳入です。款の12地方交付税を6,012万1,000円増額、款の16国庫支出金を8,427万6,000円増額、款の17県支出金を8,543万4,000円増額、款の20繰入金を4,000万円増額、款の23町債を1,940万円増額しております。

以上、歳入合計は、補正額として2億8,923万1,000円の増額となり、総額は151億301万2,000円となります。

7ページを御覧ください。歳出になります。款の2総務費を57万3,000円増額、款の3民生費を115万1,000円増額、款の4衛生費を265万1,000円増額、款の8土木費を6万9,000円増額、款の9消防費を1億5,975万4,000円増額、款の11災害復旧費を1億2,738万7,000円増額、款の14予備費を235万4,000円減額しています。

以上、歳出合計も、補正額として2億8,923万1,000円の増額となり、総額は151億301万2,000円となります。なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。次は、2の歳入です。款の12地方交付税は、特別交付税を6,012万1,000円計上しております。これは、激甚災害により、災害等廃棄物処理事業に対して町負担額の80%が特別交付税措置されることによるものです。

款の16国庫支出金、項の2国庫補助金、目の9災害復旧費国庫補助金、節区分の3衛生災害復旧費補助金は、災害等廃棄物処理事業費補助金を7,515万2,000円計上しています。補助率は50%になります。節区分の4農林水産業災害復旧費補助金は、農地・農業用施設災害復旧事業補助金を912万4,000円計上しています。これは、堀川12号揚水機場の災害復旧に対する補助金で、補助率は65%になります。

款の17県支出金、項の2県補助金、目の9災害復旧費県補助金、節区分の1農林水産業災害復旧費補助金は、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金を8,543万4,000円計上しています。これは、被災農業者向けの施設撤去費や施設等復旧費に対する補助金であります。補助率は、施設撤去費が75%、施設等復旧費が70%になります。なお、この補助率の中には国の補助率50%が含まれております。

9ページを御覧ください。款の20繰入金は、一般財源の不足から財政調整基金繰入金を4,000万円増額し、財政調整基金繰入金の計を7億1,000万円としております。当初予算では、財政調整基金繰入金は4億2,000万円でしたので、災害復旧関係で2億9,000万円の財政調整基金を繰り入れることになります。

款の23町債は、災害復旧債を1,940万円増額しております。第2表の地方債の補正で説明しましたとおり、2件の事業について計上しております。補助災害復旧事業の440万円は、堀川12号揚水機場の災害復旧に対する町債であります。この町債は、借入額を毎年度返済する際の元金と利息、いわゆる元利償還金の95%が後年度に普通交付税で措置される町債であります。ただし、普通交付税の計算上、基準財政需要額に算入されるというものであり、財源が保障されるものではありません。次に、災害等廃棄物処理事業の1,500万円は、先ほど、災害等廃棄

物の処理に対し、町負担分の80%について特別交付税措置がされると説明いたしましたが、その残りの20%に対して借り入れるものであります。元利償還金の57%について、後年度に特別交付税として措置されるものであります。

なお、災害復旧債は、第1号補正の3億5,330万円と第2号補正の1億3,830万円により補正前の額が4億9,160万円で、今回の補正額1,940万円により、災害復旧債の合計額は5億1,100万円になります。また、第1号補正で計上した県災害援護資金貸付金7,180万円と合計すると、災害関係の町債額は5億8,280万円になります。

10ページをお開きください。次は、3の歳出です。款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、国に対する復旧・復興に係る特別な財政措置等の要望活動のため、特別旅費を57万3,000円計上しております。

11ページを御覧ください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給審査に関する予算を115万1,000円計上しております。

12ページをお開きください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費は、災害時要援護者等を対象とする心のケアサポート事業に関する予算を265万1,000円計上しております。

13ページを御覧ください。款の8土木費、項の4住宅費、目の1住宅管理費は、光の森多目的広場に完成した仮設住宅の入居者代表に対する報酬を6万9,000円計上しております。町からの文書等の配付や施設の管理、入居者の意見等の連絡調整など、町とのパイプ役を担っていただくためのものであります。

14ページをお開きください。款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費は、節区分の12役務費で要援護者被災住家へのブルーシート再設置手数料を900万円、節区分の13委託料で災害ごみ処理委託料を1億5,030万4,000円計上しています。災害ごみ処理委託料の財源内訳は、歳入のところでも説明いたしましたが、国の補助金が7,515万2,000円、地方債が1,500万円、一般財源が6,015万2,000円となります。なお、一般財源のうち6,012万1,000円は特別交付税となります。次の損壊家屋解体撤去事業につきましては、事業実施方法の決定により、補助金から委託料と負担金に予算の組み替えをしております。

15ページを御覧ください。款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、節区分の15工事請負費で堀川12号揚水機場の災害復旧工事を1,403万9,000円計上しております。財源内訳は、国の補助金が912万4,000円、地方債が440万円、一般財源が51万5,000円となります。次に、節区分の19負担金、補助及び交付金で、被災農業者向け経営体育成支援事業として施設撤去費や施設等復旧費の補助金を1億1,008万5,000円計上しております。財源内訳は、国県補助金が8,543万4,000円、一般財源が2,465万1,000円となります。なお、この一般財源は、町負担分として財政調整基金繰入金を財源としていることになります。

項の2公共土木施設災害復旧費、目の1公共土木災害復旧費は、町営住宅へのブルーシート再設置委託料を120万円計上しております。

16ページをお開きください。項の5その他公共施設・公用施設災害復旧費、目の1公共施設災害復旧費は、三里木町民センター等の施設修繕費を206万3,000円計上しています。

17ページを御覧ください。款の14予備費は、調整のため235万4,000円を減額し、計を1億607万3,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 発委第1号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る農商工事業者の支援事業の特別な措置を求める意見書案について

日程第 9 発委第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案について

日程第10 発委第3号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、発委第1号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る農商工事業者の支援事業の特別な措置を求める意見書案、日程第9、発委第2号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案、日程第10、発委第3号被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案の3件を一括議題といたします。

この議案は、平成28年熊本地震災害復興支援特別委員長上田茂政君から提出されたものであります。

委員長、趣旨の説明をお願いします。

○平成28年熊本地震災害復興支援特別委員長（上田茂政君） 3つの意見書は、6月定例議会で設置されました平成28年の熊本県地震災害復興支援特別委員会がまとめた意見でございますが、意見書案は自席に皆様方に配付されておりました。それでは、説明をいたしたいと思います。

まず、発委第1号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る農商工事業者の支援事業の特別な措置を求める意見書案の主な内容でございますが、熊本県地震におきましては、被害は熊本県内の被災地域の農業者や商工業者の活動も完全に停止させるほどの大きな影響を出しており、その被害も深刻な様相を呈しています。このような状況の中、国、県含めた関係機関の支援を受けながら復旧・復興に向けて前に進んでいますが、完全な復興が明確になるまでには、支援施策の実施期間を確保するとともに、被災した農商工業者のニーズに対応した制度の拡充及び弾力的な運用の実施を強く要望するものでございます。

次に、発委第2号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案の主な内容は、地震発生から直後、県、国をはじめ関係者の協力を得ながら町を挙げて全力で対応してきて、16億円の予算措置を行っていますが、今後、復旧・復興に向けた対応を踏まえると、到底、現行の国庫補助制度や地方財政制度の下では地震復興が行えない状況であり、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなど、財政措置及び地方負担分が極小化するための特別交付税の別枠措置として、財政負担などに係る特別な立法措置を要望するものです。

最後に、発委第3号被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案でございます。今回の熊本地震は、最大震度7の激震が2回発生し、震度6あるいは5クラスの揺れを含む1以上の余震が1,800回発生するなど、これまで経験したことのない地震であり、全壊世帯、大規模半壊世帯も多数及ぶなど、その被害は深刻な様相を呈しており、被災した住民の生活再建のためには、特に住宅再建に対する手厚い支援及び制度を拡充するための措置を要望するものでございます。

この件につきまして、先ほど皆様方にお配りしましたとおりでございますが、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を皆様方と一緒に提出をさせていただきます。

平成28年7月14日。菊陽町議会議長渡邊裕之。

衆議院議長大島理森様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、農林水産大臣森山裕様、経済産業大臣林幹雄様。

皆様方の御賛同をよろしくお願いを申し上げまして、発委に対する趣旨の説明を終わります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

発委第1号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る農商工事業者の支援事業の特別な措置を求める意見書案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

発委第2号平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発委第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

発委第3号被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発委第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成28年第1回菊陽町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時49分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
にここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡邊 裕之

菊陽町議会議員 上田 茂政

菊陽町議会議員 小林 久美子

菊陽町議会会議録
平成28年第1回7月臨時会

平成28年7月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊裕之
編集人 菊陽町議会事務局長 堀行徳
印 刷 株式会社 ぎょうせい九州支社
電 話 (092) 831-0700 (代表)
~~~~~

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電 話 (代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919